
人間発達科学 I

第10回

公教育の誕生と歩み①

(1) 公教育の誕生と歩み—日本の場合—

① 公教育とはなにか

- 公費によって賄われ公的関与の下に置かれる
- 私教育とは対立的 ex. 家庭教育
- 私立学校も公教育(議論はある)
 - ・「公の性質」(教育基本法第6条)

cf. 日本国憲法第89条

「公金その他の公の財産は、…公の支配に属しない慈善、教育、若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」

②公教育の誕生と普及

- 手習塾(=寺子屋)
 - ・庶民階層のための学校(武士は藩校)
 - ・庶民の生活上の必要から誕生
 - ・読書算
 - ・就学義務はなし
 - ・教師(=師匠)が経営者
 - ・束脩
 - ・公的関与はなし
- ⇒公教育とはいえない

■ 小学校の誕生

- 「学制」の制定(1872年)
 - 学問は立身出世の手段
 - 欧米的な教育への転換
 - 教員の意図的な養成→師範学校
 - 学区制(5万3760の小学校設置の計画)
 - 擬洋風の校舎
 - 授業料+学区内集金+府県委托金
 - 翻訳教科書、啓蒙書、掛図の使用
 - 問答法
-

擬洋風建築の校舎 開智学校(1876年)



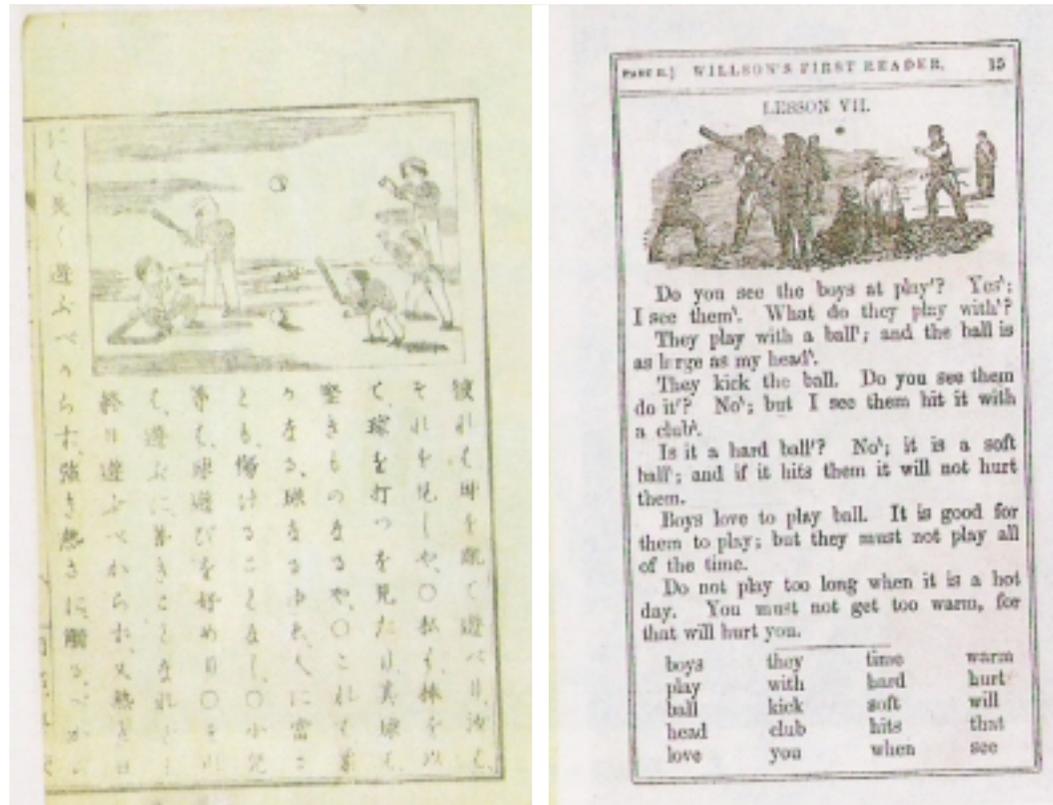
(撮影: 吉川)

擬洋風建築の校舎 旧小田学校(1881年)



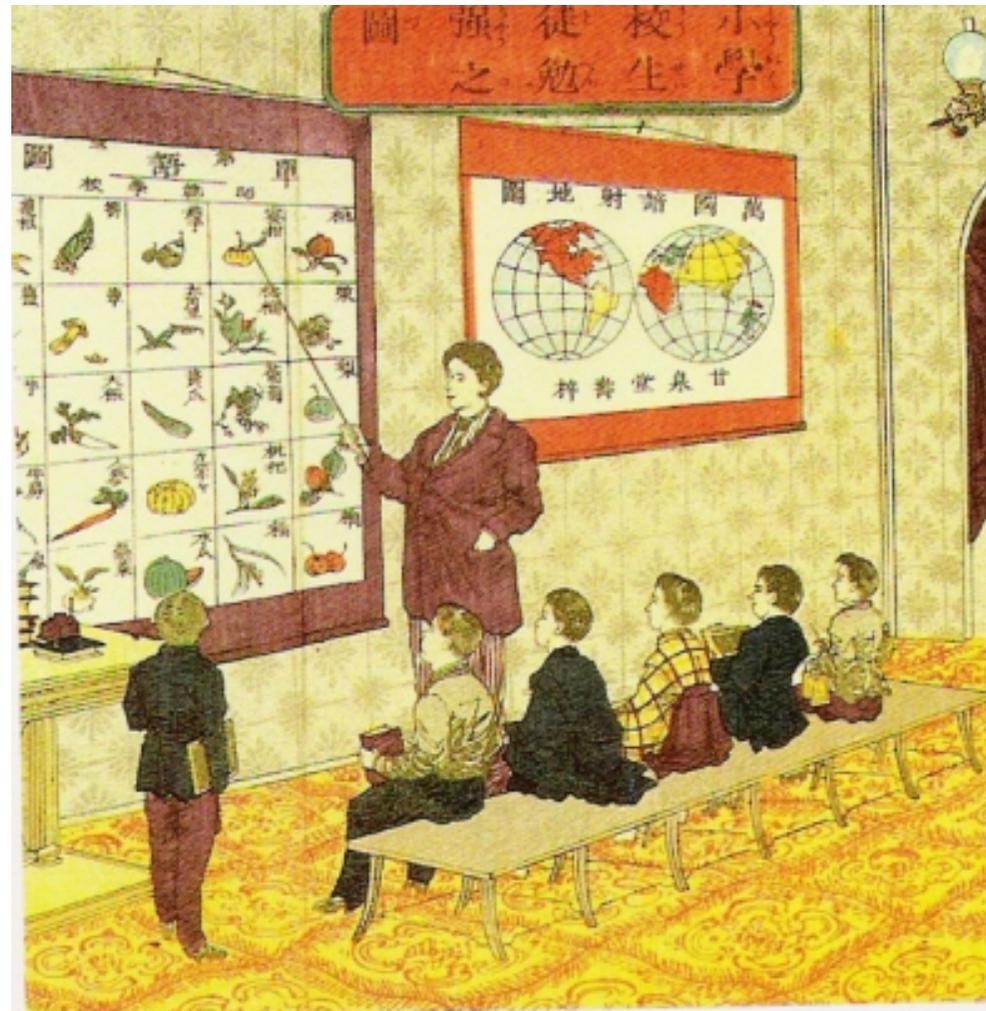
(撮影: 吉川)

翻訳教科書



(海後宗臣ほか、1999年)

掛図を使った一斉教授



「小学教授双六」(1874年)より。(影山編、1991年)

■ 義務教育の成立

- 就学義務

 - 1886年小学校令

- 学校設置義務

 - 1890年第二次小学校令

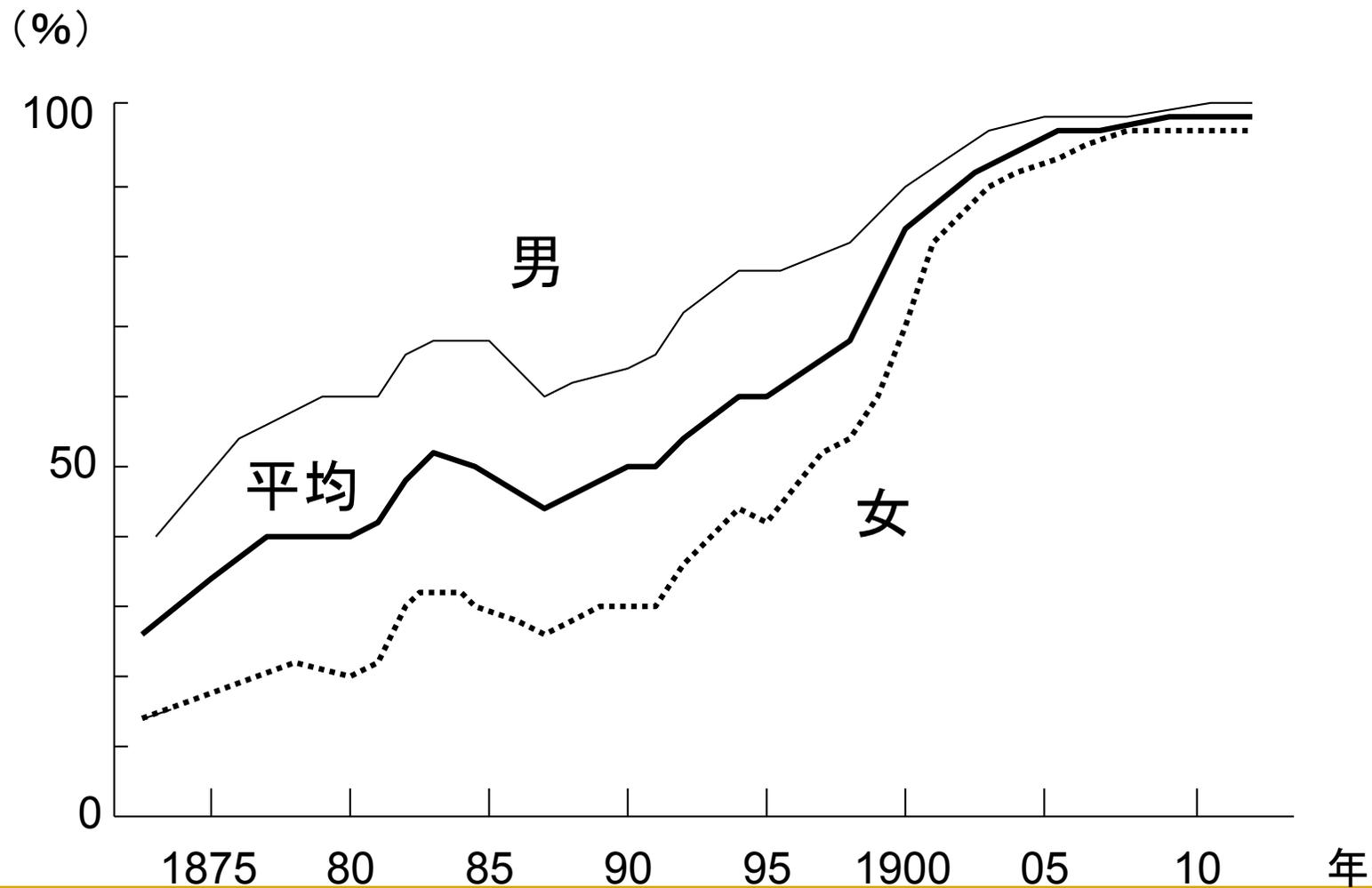
- 就学条件整備

 - 授業料の無償制

 - 雇用による学齡児童の就学妨害禁止

 - 1900年第三次小学校令

就学率の上昇—民衆にとっての学校—



③戦前日本型公教育の特質

- 「慈恵」としての教育
 - ・大日本帝国憲法(1889年)には教育条項欠
 - ・「天皇ハ・・・臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ必要ナル命令ヲ発」する(第9条)
- 教育立法の官僚統制
 - ・教育に関する基本法令はすべて勅令(教育立法の勅令主義)
 - 民衆は直接関与できず

- 教育機会の制度的不平等

- 複線型学校体系(⇔単線型)

- 性による進路の限定

- 高校、大学は男のみ。

- ごくわずかに例外的に女性も。

- (1913年東北帝国大学に3名)

- 同じ段階でもレベルの異なるカリキュラム

- 高等女学校と中学校

- 高額な授業料

学校制度概念図(1907年)

(米田、1994年を改変)



中学校・高等女学校学科別学年別時間配当表(橋本、1992年)

中 学 校						高 等 女 学 校				
学 年	1年	2年	3年	4年	5年	学 年	1年	2年	3年	4年
修身	1	1	1	1	1	修身	2	2	2	2
国語及漢文	7	7	7	6	6	国語	6	6	5	5
外国語	7	7	7	7	6	外国語	3	3	3	3
歴史						歴史				
地理	3	3	3	3	3	地理	3	3	2	3
数学	3	3	5	5	4	数学	2	2	2	2
博物	2	2	2			理科	2	2	2	1
物理及化学				4	4					
法制及経済					3	家事			2	2
図画	1	1	1	1		裁縫	4	4	4	4
唱歌	1	1	1			音楽	2	2	2	2
体操	3	3	3	3	3	体操	3	3	3	3
合計	28	28	30	30	30	教育				
						手芸				
						合計	28	28	28	28

■ 教育内容の国家支配

- ・学問と教育の分離
 - ・南北朝正閏問題(1911年)
 - ・教科書制度の展開
 - ・自由発行、自由採択
 - ・開申制(1881年)
 - ・認可制(1883年)
 - ・検定制(1886年)
 - ・国定制(1903年)
 - ・教育勅語
 - 天皇制イデオロギーによる支配
-